

●香川県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年12月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成20年10月20日	ジャスコ綾川店調剤薬局	綾歌郡綾川町萱原822番地1
平成20年11月1日	医療法人社団 緑泉会 森岡メンタルクリニック	木田郡三木町氷上403番地5
平成20年11月1日	クスリのユタカ田伏薬局	木田郡三木町鹿伏208番地3
平成20年11月1日	有限会社 松村薬局津田店	さぬき市津田町津田1048-8
平成20年11月11日	にししょう小児科・内科医院	丸亀市津森町239-36
平成20年11月25日	大学薬局 むろまち	坂出市室町3丁目6-28
平成20年11月26日	財団法人 香川成人医学研究所 附属診療所 ウェルクリニック	坂出市横津町3丁目2-31